**県規則様式第６号**

定款変更認証申請書

年　　月　　日

取手市長　殿

住所

名称

代表者氏名

電話番号

　下記のとおり定款を変更することについて，特定非営利活動促進法第25条第３項の認証を受けたいので，申請します。

記

１　変更の内容

２　変更の理由

（備考）

　　1　「1　変更の内容」には，変更しようとする定款の条文等について，変更後と現行の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には，その旨も記載すること。

　　2　当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本１部，変更後の定款２部並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)２部を添付すること。

　　3　所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には，2に掲げる書類のほか，次の書類を添付すること。

　　　(1)　役員名簿　２部

　　　(2)　法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 １部

(3)　直近の法第28条第１項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第１項第７号の事業計画書，同項第８号の活動予算書及び法第14条の財産目録，合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第５項において準用する法第10条第１項第７号の事業計画書，法第34条第５項において準用する法第10条第１項第８号の活動予算書及び法第35条第１項の財産目録)　　２部

４　認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第１項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には，２及び３に掲げる書類のほか，法第52条第３項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により，次の書類を添付すること。

(1)　法第44条第２項第１号に規定する寄付者名簿の写し（仮認定特定非営利活動法人は除く。），同項第２号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨の説明をする書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨の説明をする書類の写し並びに同項第３号に規定する寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

　　(2)　認定又は仮認定の通知書の写し

　　(3)　変更前の所轄庁に提出した直近の法第54条第２項第２号から第４号までに規定する次の書類の写し

　　　 ア　前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

イ　前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項，資産の譲渡等に関する事項，寄付金に関する事項及び次に掲げる事項を記載した書類

(ｱ)　収益の源泉別の明細，借入金の明細その他の資金に関する事項

(ｲ)　資産の譲渡等に係る事業の料金，条件その他その内容に関する事項

(ｳ)　次に掲げる取引に係る取引先，取引金額その他その内容に関する事項

ａ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて，取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第１順位から第５順位までの取引

ｂ　役員等との取引

(ｴ)　寄付者（当該認定特定非営利活動法人等の役員，役員の配偶者若しくは３親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で，前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄付金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日

(ｵ)　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(ｶ)　支出した寄付金の額並びにその相手先及び支出年月日

(ｷ)　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日

ウ　法第45条第１項第３号（ロに係る部分を除く。），第４号イ及びロ，第５号並びに第７号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(4)　変更前の所轄庁に提出した直近の法第54条第３項及び第４項に規定する次の書類の写し

　　　 ア　助成金の支給の実績を記載した書類

イ　海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合で，事前に，その金額及び使途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合はその実施日）を記載した書類

**県規則様式第６号・記載例**

申請書の提出年月日を記載する

定款変更認証申請書

年　　月　　日

取手市長　殿

住所

名称

代表者氏名

特定非営利活動法人○○○○と記載する

電話番号

　下記のとおり定款を変更することについて，特定非営利活動促進法第25条第３項の認証を受けたいので、申請します。

記

１　変更の内容

新旧条文等の対照表は、以下のように作成する

|  |  |
| --- | --- |
| 新（変更後） | 旧（現行） |
| 第○条　○○○○･･･ | 第○条　△△△△･･･ |
|  |  |

２　変更の理由

【添付書類】

・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第２５条第４項）［１部］

・変更後の定款（法第２５条第４項）［２部］

・当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第１１条第１項第３号又は第１１号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第２５条第４項）［２部］

【所轄庁変更を伴う定款変更認証申請の場合添付するもの】

・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第２６条第２項）［２部］

・法第２条第２項第２号及び法第１２条第１項第３号に該当することを確認したことを示す書面（法第２６条第２項）[１部]

・直近の法第２８条第１項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第１０条第１項７号の事業計画書、同項８号の活動予算書及び第１４条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第３４条第５項において準用する第１０条第１項７号の事業計画書、第３４条第５項において準用する第１０条第１項第８号の活動予算書及び法第３５条第１項の財産目録）（法第２６条第２項）[２部]

（備考）

　　1　「1　変更の内容」には，変更しようとする定款の条文等について，変更後と現行の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には，その旨も記載すること。

　　2　当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本１部，変更後の定款２部並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)２部を添付すること。

　　3　所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には，2に掲げる書類のほか，次の書類を添付すること。

　　　(1)　役員名簿　２部

　　　(2)　法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 １部

(3)　直近の法第28条第１項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第１項第７号の事業計画書，同項第８号の活動予算書及び法第14条の財産目録，合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第５項において準用する法第10条第１項第７号の事業計画書，法第34条第５項において準用する法第10条第１項第８号の活動予算書及び法第35条第１項の財産目録)　　２部

４　認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第１項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には，２及び３に掲げる書類のほか，法第52条第３項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により，次の書類を添付すること。

(1)　法第44条第２項第１号に規定する寄付者名簿の写し（仮認定特定非営利活動法人は除く。），同項第２号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨の説明をする書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨の説明をする書類の写し並びに同項第３号に規定する寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

　　　(2)　認定又は仮認定の通知書の写し

　　　(3)　変更前の所轄庁に提出した直近の法第54条第２項第２号から第４号までに規定する次の書類の写し

　　　 ア　前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

イ　前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項，資産の譲渡等に関する事項，寄付金に関する事項及び次に掲げる事項を記載した書類

(ｱ)　収益の源泉別の明細，借入金の明細その他の資金に関する事項

(ｲ)　資産の譲渡等に係る事業の料金，条件その他その内容に関する事項

(ｳ)　次に掲げる取引に係る取引先，取引金額その他その内容に関する事項

ａ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて，取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第１順位から第５順位までの取引

ｂ　役員等との取引

(ｴ)　寄付者（当該認定特定非営利活動法人等の役員，役員の配偶者若しくは３親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で，前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄付金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日

(ｵ)　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(ｶ)　支出した寄付金の額並びにその相手先及び支出年月日

(ｷ)　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日

ウ　法第45条第１項第３号（ロに係る部分を除く。），第４号イ及びロ，第５号並びに第７号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(4)　変更前の所轄庁に提出した直近の法第54条第３項及び第４項に規定する次の書類の写し

　　　 ア　助成金の支給の実績を記載した書類

イ　海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合で，事前に，その金額及び使途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合はその実施日）を記載した書類